

総合評価に係る議決事項

区 分	議 決	対象範囲	全資産
エグゼクティブサマリー ○運用受託機関の総合評価の見直しについては、以下の事項を経営委員会の議決事項とする。 ・ 従前は、定量評価、定性評価、運用手数料評価をそれぞれ実施していたが、これを定量的な実績を勘案した定性評価に一本化 ・ 新しい運用能力の評価は、投資方針、運用プロセス、組織・人材、内部統制、スチュワードシップ責任に係る取組、事務処理体制、情報セキュリティ対策、情報提供等、運用手数料の合理性の各項目について実施 ○ 一方、審査方法（3次にわたる審査、各4点満点）や各評価項目の配分は報告事項とする。			
バックグラウンド 11月1日の経営委員会において、運用受託機関の総合評価の見直しを報告した際、その内容に一部議決すべき事項が含まれるとの指摘があり、議決事項と報告事項を整理するもの。		フィードバック期間及び検証方法 管理運用業務全体の議決事項を整理する中で検討	
		便益及びリスク 【便益】経営委員会と執行部の責任が明確になり、迅速な意思決定が可能となる。 【リスク】経営委員会と執行部の意思疎通を密にする必要	
戦略プラン 今般のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させる。		KPI 独立行政法人実績評価の関連項目の評価向上	
		その他	

議決事項 (案)

(変更後)

定量的な実績を勘案した定性評価

- 投資方針
- 運用プロセス
- 組織・人材
- 内部統制
- スチュワードシップ責任に係る取組
- 事務処理体制
- 情報提供等
- 情報セキュリティ対策
- 運用手数料の合理性

※前回は伝統的資産の総合評価について報告したが、オルタナティブ投資の総合評価も同様に見直したため、今回は全資産が対象

(変更前)

定量評価

- 過去5年間の超過収益率
- インフォメーションレシオ（アクティブ運用の場合）

定性評価

- 投資方針
- 運用プロセス
- 組織・人材
- 内部統制
- スチュワードシップ責任に係る取組
- 事務処理体制
- 付加価値サービス
- 情報セキュリティ対策

運用手数料



報告事項（案）

1. 審査の方法

	変更後	変更前
第1次審査	－	－
第2次審査	<u>4</u> 点満点 (<u>1</u> ～ <u>4</u> 点)	<u>8</u> 点満点 (<u>2</u> ～ <u>8</u> 点)
第3次審査	アクティブ： <u>4</u> 点満点 (<u>1</u> ～ <u>4</u> 点) パッシブ： <u>4</u> 点満点 (<u>1</u> ～ <u>4</u> 点)	アクティブ： <u>8</u> 点満点 (<u>2</u> ～ <u>8</u> 点) パッシブ： <u>10</u> 点満点 (<u>2.5</u> ～ <u>10</u> 点)

2. 各評価項目の配分

（変更後）

運用スタイル 評価項目	債券運用	株式 パッシブ 運用	株式 アクティブ 運用	オルタナ ティブ投資
投資方針・運用プロセス	<u>50</u> %	<u>35</u> %	<u>45</u> %	<u>45</u> %
組織・人材	<u>45</u> %	<u>30</u> %	<u>40</u> %	<u>40</u> %
スチュワードシップ責任 に係る取組	＝	<u>30</u> %	<u>10</u> %	<u>5</u> %
情報提供等	<u>5</u> %	<u>5</u> %	<u>5</u> %	<u>10</u> %

（変更前）

運用スタイル 評価項目		債券運用	国内株式 パッシブ運用	国内株式 アクティブ運用 外国株式パッシブ ・アクティブ運用	オルタナ ティブ投資
定性 評価	投資方針・ 運用プロセス	<u>25%</u>	<u>17.5%</u>	<u>22.5%</u>	<u>36%</u>
	組織・人材	<u>22.5%</u>	<u>15%</u>	<u>20%</u>	<u>32%</u>
	スチュワードシップ 責任に係る取組	－	<u>15%</u>	<u>5%</u>	<u>4%</u>
	付加価値 サービス	<u>2.5%</u>	<u>2.5%</u>	<u>2.5%</u>	<u>8%</u>
定量評価		<u>50%</u>	<u>50%</u>	<u>50%</u>	<u>20%</u>